

港長公示 第1号

港則法第39条第1項の規定により、水島港内において次のとおり船舶のびよう泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年1月1日

水島港長



水島港におけるびよう泊禁止区域の設定について

水島港に出入りする船舶の安全を確保するため、下記により船舶のびよう泊を禁止する。
ただし、海難を避けようとするとき、人命又は船舶の救助に従事するとき、及び港長の許可を受けた場合はこの限りではない。

記

- 1 期間 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間
- 2 区域 次の1点と12点を結んだ線、2点から11点までを順次結んだ線及び陸上に囲まれた海面（別図参照）
 - 1点 水島信号所から337度、4,690メートルの地点
 - 2点 水島信号所から341度、3,860メートルの地点
 - 3点 水島信号所から337度30分、3,945メートルの地点
 - 4点 水島信号所から333度、3,745メートルの地点
 - 5点 水島信号所から325度30分、3,010メートルの地点
 - 6点 水島信号所から282度、875メートルの地点
 - 7点 水島信号所から271度、1,285メートルの地点
 - 8点 水島信号所から308度、2,365メートルの地点
 - 9点 水島信号所から314度、2,690メートルの地点
 - 10点 水島信号所から330度、3,855メートルの地点
 - 11点 水島信号所から329度、3,890メートルの地点
 - 12点 水島信号所から335度、4,820メートルの地点基点 水島信号所

北緯34度28分43秒 東経133度45分31秒